

第1章 総則

1.1 趣旨

この基準は、常陸大宮市内において施行する給水装置工事の適正かつ合理的な運用を図るため、水道法（以下「法」という。）、同施行令（以下「令」という。）、同施行規則（以下「施行規則」という。）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「省令」という。）及び常陸大宮市上水道事業条例（以下「条例」という。）に基づき、給水装置工事の標準的な設計・施工方法及び管理について定めたものである。

1.2 適用の疑義

この基準の適用に疑義が生じた場合は、常陸大宮市水道事業管理者（以下「管理者」という。）との協議による。

1.3 用語の定義

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）また、水道水を一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。
（水道施設設計指針）
- (2) 「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具及びこれらに接続される設備等をいう。
- (3) 「給水設備」とは、給水管に直結していないもの、例えば受水槽式給水における受水槽以下の設備（高置水槽、圧力タンク、ポンプ、配管設備等をいう。）
- (4) 「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これらに類する構造のものを含む。）、これに付属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、

危険物の貯蔵場，と畜場，火葬場，汚物処理場などを「特殊建築物」という。

1.4 給水装置の種類

給水装置は，次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯（戸）又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯（戸）若しくは2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消火栓のうち法第24条第1項の規程により設置された以外のもの

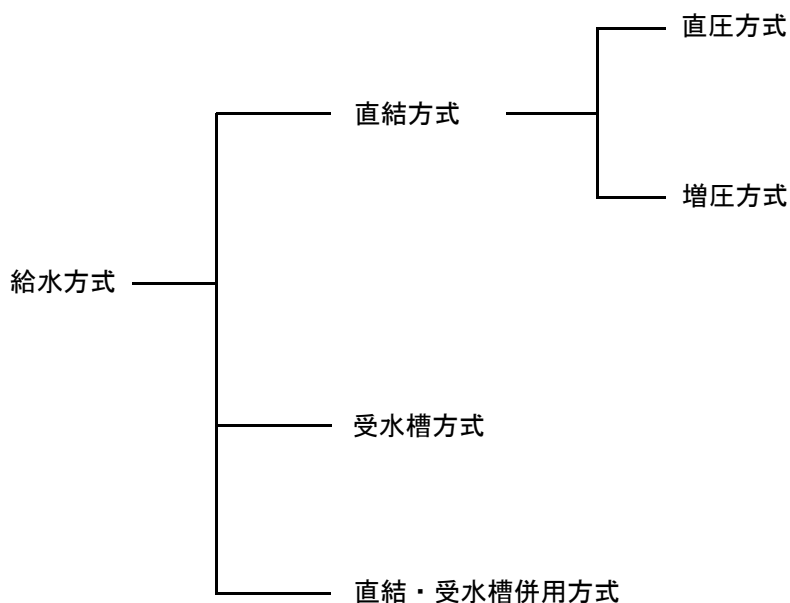
1.5 給水装置工事の種類

「給水装置工事」とは，次の種類とする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
- (2) 改造工事 給水装置の原形を変える工事で，管種，口径，位置及びこれに直結する給水用具の一部又は全部を変更する工事
- (3) 撤去工事 不要となった給水装置の全部を取り除く工事

1.6 給水方式

給水方式には直結方式，受水槽方式があり，建築物の給水位置の高さ，使用水量，使用用途及び維持管理面を考慮し，適切な給水方式を選定しなければならない。



(1) 直結方式

配水管又は他の給水管から直結で給水装置末端の給水栓まで給水する方式

ア 直結直圧給水方式

イ 直結増圧給水方式

(2) 受水槽方式

配水管又は他の給水管から一旦受水槽に給水し、この貯留水をポンプ又は自然流下により流末の給水設備に給水する方式

(3) 直結・受水槽併用方式

一つの建物で直結方式、受水槽方式を併用する方式

1.7 水道メータ設置基準

水道メータ（以下「メータ」という。）の設置は、1装置に1個とし、その設置基準は次のとおりである。

- (1) 一つの建築物又は一つの施設ごとに1個のメータを設置する。ただし、同一所有者が同一敷地内で同一使用目的（一般用、特殊用、公衆浴場用）に使用するものについては、建築物の棟数に関係なく1個とする。〈図 1.1～図 1.4〉

（例）学校、病院、工場、駐車場、倉庫、寮、公園、独立した運動場、プール等）

- (2) 一つの建築物であっても、構造上又は利用上独立して使用される住居部分等に給水装置を設置する場合は、各々1個のメータとする。〈図 1.5, 図 1.6〉

（例）店舗、共同住宅

- (3) 使用目的が同じでも、敷地が道路、溝渠を隔てて区分されているものや、敷地面積が広く給水管延長が極端に長くなり、停滞水が生じたり、又は給水装置の構造上から管理者がやむを得ないと判断したものについては、2個以上のメータを設置する。

〈図 1.7, 図 1.8〉

〈参考〉

・メータの設置例

(1) 共同住宅

直結方式で1建物内部が構造上又は利用上独立してしようされる区画に分かれている場合、区画ごとにメータを設置する。

(2) 二世帯住宅

構造上独立していない1棟の建物でも、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する（台所・風呂・トイレの3点のうち、2点を備えていること。）二世帯住宅は2個のメータを設置することができる。また、三世帯住宅も同様とする。

(3) メータユニット設置

3階以上の共同住宅等に設置するメータはパイプシャフト内とし、メータユニット設置を標準とする。